

# 経済産業省

平成 18・09・19 原院第 5 号

平成 1 8 年 9 月 2 9 日

鉱業上使用する工作物等の技術基準を定める省令の技術指針（内規）の一部改正について

経済産業省原子力安全・保安院



鉱山保安法第 1 1 条及び第 1 2 条の規定に基づき定めた鉱業上使用する工作物等の技術基準を定める省令に係る技術指針（内規）を別紙のとおり一部改正する。

なお、この内規は、鉱業上使用する工作物等の技術基準を定める省令の一部を改正する省令（平成 1 8 年経済産業省令第 9 2 号）の施行の日（平成 1 8 年 1 0 月 1 日）から施行する。



鉱業上使用する工作物等の技術基準を定める省令の技術指針（内規）の一部を改正する内規新旧対照条文（傍線部分は改正部分）  
 ○鉱業上使用する工作物等の技術基準を定める省令の技術指針（内規）（平成16年11月19日付け平成16・11・19原院第2号）

改 正 後	改 正 前																																																	
<p>第8章 車両系鉱山機械（第10条関係）                      1～4 （略）                      5 <u>技術基準省令第10条本文で引用する同省令第9条第22号ニに規定する「適切な濃度となるための措置が講じられている」とは、次のいずれかによることをいう。</u>                      (1) <u>第3次排出ガス対策型建設機械指定要領（国土交通省）に基づくトンネル工事用排出ガス対策型建設機械の指定を受けたものを使用すること。</u>                      (2) (1) 以外のものであって、<u>車両系鉱山機械の原動機に黒煙浄化装置を装着するものについては、装着前の原動機の排出ガスが表-1の左欄に掲げる原動機の出力区分ごとに排出ガスの種類欄に掲げる排出ガスごとの基準を満たすものであって、次に掲げる要件をいずれも満たしている黒煙浄化装置を装着しているものを使用すること。</u>  <u>イ 黒煙について、定格点濃度、中間速度全負荷点濃度、過渡時濃度の各々が低減し、かつ黒煙浄化装置装着前の最大値に対し装着後の最大値が5分の1以下であること。</u>  <u>ロ 黒煙浄化装置の装着により、炭化水素、窒素酸化物、一酸化炭素、粒子状物質の排出ガス重量が増加しないこと。</u>                      なお、イ及びロの測定方法は、<u>第3次排出ガス対策型建設機械指定要領の取扱いについて（国土交通省）（以下「第3次指定要領の取扱い」という。）の第1の3によること。</u>                      (表-1)</p>	<p>第8章 車両系鉱山機械（第10条関係）                      1～4 （略）</p>																																																	
<table border="1"> <thead> <tr> <th>原動機の出力区分</th> <th>排出ガスの種類</th> <th>炭化水素</th> <th>窒素酸化物</th> <th>一酸化炭素</th> <th>粒子状物質</th> <th>黒煙</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>8kW以上 19kW未満</td> <td></td> <td>7.5</td> <td></td> <td>5.0</td> <td>0.8</td> <td>40</td> </tr> <tr> <td>19kW以上 37kW未満</td> <td></td> <td>1.0</td> <td>6.0</td> <td>5.0</td> <td>0.4</td> <td>40</td> </tr> <tr> <td>37kW以上 56kW未満</td> <td></td> <td>0.7</td> <td>4.0</td> <td>5.0</td> <td>0.3</td> <td>35</td> </tr> <tr> <td>56kW以上 75kW未満</td> <td></td> <td>0.7</td> <td>4.0</td> <td>5.0</td> <td>0.25</td> <td>30</td> </tr> <tr> <td>75kW以上130kW未満</td> <td></td> <td>0.4</td> <td>3.6</td> <td>5.0</td> <td>0.2</td> <td>25</td> </tr> <tr> <td>130kW以上560kW未満</td> <td></td> <td>0.4</td> <td>3.6</td> <td>3.5</td> <td>0.17</td> <td>25</td> </tr> </tbody> </table>	原動機の出力区分	排出ガスの種類	炭化水素	窒素酸化物	一酸化炭素	粒子状物質	黒煙	8kW以上 19kW未満		7.5		5.0	0.8	40	19kW以上 37kW未満		1.0	6.0	5.0	0.4	40	37kW以上 56kW未満		0.7	4.0	5.0	0.3	35	56kW以上 75kW未満		0.7	4.0	5.0	0.25	30	75kW以上130kW未満		0.4	3.6	5.0	0.2	25	130kW以上560kW未満		0.4	3.6	3.5	0.17	25	
原動機の出力区分	排出ガスの種類	炭化水素	窒素酸化物	一酸化炭素	粒子状物質	黒煙																																												
8kW以上 19kW未満		7.5		5.0	0.8	40																																												
19kW以上 37kW未満		1.0	6.0	5.0	0.4	40																																												
37kW以上 56kW未満		0.7	4.0	5.0	0.3	35																																												
56kW以上 75kW未満		0.7	4.0	5.0	0.25	30																																												
75kW以上130kW未満		0.4	3.6	5.0	0.2	25																																												
130kW以上560kW未満		0.4	3.6	3.5	0.17	25																																												
<p>備考                      1 炭化水素、窒素酸化物、一酸化炭素及び粒子状物質の単位はg/kw・h、黒煙の単位は%。</p>																																																		

2 測定方法は、第3次指定要領の取り扱いの第1の2によること。

(3) (1) 以外のものとして、車両系鉱山機械の原動機が排出ガスの発散防止装置と一体となっているものについては、排出ガスが(2)の表-1の左欄に掲げる原動機の出力区分ごとに排出ガスの種類欄に掲げる排出ガスごとの基準を満たすものであって、表-1の左欄に掲げる原動機の出力区分ごとに右欄に掲げる排出ガスの種類の黒煙欄に掲げる黒煙の基準の1/5以下であるものを使用すること。なお、黒煙の測定方法は、第3次指定要領の取り扱いの第7の3によること。

(4) 上記(1)から(3)までに規定するものを使用することができない場合は、次によること。

イ 原動機の出力が19kW以上560kW未満のものについては、原動機の排出ガスが(2)の表-1の左欄に掲げる原動機の出力区分ごとに排出ガスの種類欄に掲げる排出ガスごとの基準を満たすものであって、排出ガス対策型建設機械指定要領(国土交通省)(以下「指定要領」という。)に基づく認定黒煙浄化装置を装着しているものを使用すること。ただし、装着できる認定黒煙浄化装置がない場合はこの限りでない。

ロ 原動機の出力が8kW以上19kW未満のものについては、次の(5)に規定するものを使用すること。

(5) 鉱山保安法施行規則の一部を改正する省令(平成18・09・07原第7号)附則第2条に規定するもの及び車両系鉱山機械に搭載する原動機の出力が8kW以上19kW未満のもので平成18年10月1日前までに製作又は輸入(以下「製作等」という。)されたものについては、(1)から(4)までに規定するもののほか、次のものを使用することができる。

イ 指定要領に基づくトンネル工事用排出ガス対策型建設機械の指定を受けたもの又は車両系鉱山機械に搭載する原動機の排出ガスが表-2の左欄に掲げる原動機の出力区分ごとに、排出ガスの種類欄に掲げる排出ガスごとの基準を満たすものであって、次に掲げる基準をいずれも満たしている黒煙浄化装置が装着されているもの。

① 黒煙について、定格点濃度、中間速度全負荷点濃度、過渡時濃度の各々が低減し、かつ、黒煙浄化装置装着前の最大値に対し装着後の最大値が5分の1以下であること。

② 黒煙浄化装置装着により、増加量が炭化水素は0.1g/kW・h、窒素酸化物は0.3g/kW・h、一酸化炭素は0.3g/kW・hを超えないこと。

なお、①及び②の測定方法は、排出ガス対策型建設機械指定要領の排出ガス対策型黒煙浄化装置の認定に関わる運用(国土交通省)の第9によること。

ロ 平成17年3月31日までに製作等されたものであって、平成19年3月31日までに排出ガス浄化装置を装着した未対策型機械

5 技術基準省令第10条本文で引用する同省令第9条第2号ニに規定する「適切な濃度となるための措置が講じられている」とは、排出ガス対策型建設機械指定要領(国土交通省)に基づく「トンネル工事用排出ガス対策型建設機械」の指定を受けた機械の使用又は車両系鉱山機械に搭載するエンジンの排出ガスが次の表の左欄に掲げる物質に応じ、右欄に掲げる値以下とするための装置であって、次に掲げる基準を満たしている黒煙浄化装置が装着されていることをいう。ただし、平成17年3月31日までに製造された機械であって、平成19年3月31日までに排出ガス浄化装置を装着した未対策型機械を使用する場合は、この限りでない。

(1) 黒煙について、定格点濃度、中間速度全負荷点濃度、過渡時濃度の各々が低減し、かつ、黒鉛浄化装置装着前の最大値に対し装着後の最大値が5分の1以下であること。

(2) 黒鉛浄化装置装着により、増加量が炭化水素は0.1g/kW・h、窒素酸化物は0.3g/kW・h、一酸化炭素は0.3g/kW・hを超えないこと。

(表-2)

原動機の出力区分	炭化水素	窒素酸化物	一酸化炭素	粒子状物質	黒煙
8kW以上 19kW未満	1.5	9.0	5.0	0.8	40
19kW以上 37kW未満	1.5	8.0	5.0	0.8	40
37kW以上 75kW未満	1.3	7.0	5.0	0.4	40
75kW以上130kW未満	1.0	6.0	5.0	0.3	40
130kW以上560kW未満	1.0	6.0	3.5	0.2	40

## 備考

- 炭化水素、窒素酸化物、一酸化炭素及び粒子状物質の単位は g/kW・h、黒煙の単位は%。
- 炭化水素、窒素酸化物、一酸化炭素、粒子状物質の測定方法及び出力は、日本工業規格 B 8 0 0 8 - 1 (往復動内燃機関一排气排出物測定-第1部:ガス状排出物及び粒子状排出物測定)による。
- 黒煙の測定方法は、(社)日本建設機械化協会規格 T 0 0 4 - 1 9 9 5 (建設機械用ディーゼルエンジン一排气排出物測定方法)による。

6～13 (略)

## 第21章 高圧ガス製造施設(第25条関係)

- 技術基準省令第25条第3項に規定する「経済産業大臣が定めるもの」とは、高圧ガス設備等耐震設計基準(昭和56年通商産業省告示第515号)第1条の2に規定する配管のことをいう。
- 技術基準省令第25条第3項に規定する「経済産業大臣が定める耐震設計の基準」とは、高圧ガス設備等耐震設計基準(昭和56年通商産業省告示第515号)をいう。
- 技術基準省令第25条第5項第1号に規定する「適切な措置が講じられている」とは、同号に規定する室の構造が、次に掲げる要件を満たしていることをいう。  
(1)～(3) (略)
- 技術基準省令第25条第5項第3号に規定する「高圧ガスを容器に充てん又は収納する場所」とは、高圧ガスをポンプ等の貯蔵用充てん容器に充てんする箇所及び収納室をいう。
- 技術基準省令第25条第5項第3号に規定する「適切な強度及び高さを有する障壁」とは、次のいずれかの要件を満たしているものをいう。  
(1)～(3) (略)
- 技術基準省令第25条第5項第11号に規定する「最高使用圧力」とは、当該施設を通常使用するときの最大圧力をいう。
- 技術基準省令第25条第5項第11号に規定する「最高使

出力の区分	炭化水素	窒素酸化物	一酸化炭素	粒子状物質	黒煙
8以上 19kW未満	1.5	9.0	5.0	0.8	40
19以上 37kW未満	1.5	8.0	5.0	0.8	40
37以上 75kW未満	1.3	7.0	5.0	0.4	40
75以上 130kW未満	1.0	6.0	5.0	0.3	40
130以上 560kW未満	1.0	6.0	3.5	0.2	40

## 備考

- 炭化水素、窒素酸化物、一酸化炭素及び粒子状物質の単位は g/kW・h、黒煙の単位は%。
- 炭化水素、窒素酸化物、一酸化炭素、粒子状物質の測定方法及び出力は、日本工業規格 B 8 0 0 8 - 1 (往復動内燃機関一排气排出物測定-第1部:ガス状排出物及び粒子状排出物測定)による。
- 黒煙の測定方法は、(社)日本建設機械化協会規格 T 0 0 4 - 1 9 9 5 (建設機械用ディーゼルエンジン一排气排出物測定方法)による。

6～13 (略)

## 第21章 高圧ガス製造施設(第25条関係)

- 技術基準省令第25条第3項第1号に規定する「適切な措置が講じられている」とは、同号に規定する室の構造が、次に掲げる要件を満たしていることをいう。  
(1)～(3) (略)
- 技術基準省令第25条第3項第3号に規定する「高圧ガスを容器に充てん又は収納する場所」とは、高圧ガスをポンプ等の貯蔵用充てん容器に充てんする箇所及び収納室をいう。
- 技術基準省令第25条第3項第3号に規定する「適切な強度及び高さを有する障壁」とは、次のいずれかの要件を満たしているものをいう。  
(1)～(3) (略)
- 技術基準省令第25条第3項第11号に規定する「最高使用圧力」とは、当該施設を通常使用するときの最大圧力をいう。
- 技術基準省令第25条第3項第11号に規定する「最高使

用圧力に対して安全なものである」とは、高圧ガス設備が次に掲げる性能を有していることをいう。

(1)、(2) (略)

8 技術基準省令第25条第5項第12号に規定する「圧力計」とは、日本工業規格B7505(ブルドン管圧力計)又はこれと同等以上の性能を有しているものをいう。

9 技術基準省令第25条第5項第12号に規定する「直ちに許容圧力以下に戻すことができる安全装置が設けられていること」とは、次に掲げる要件を満たしていることをいう。

(1)～(3) (略)

10 技術基準省令第25条第5項第13号に規定する「放出口が設けられている」とは、安全弁から吹き出されるガスが引火しない場所及び人畜に対して被害を及ぼさない場所に導かれる構造のものが設けられていることをいう。

11 技術基準省令第25条第6項に規定する「昇圧供給装置」とは、ガス工作物の技術上の基準を定める省令の規定に基づき製造された昇圧供給装置であって、ガス工作物用に市販されているものをいう。

12 技術基準省令第25条第6項第1号に規定する「その他ガスが滞留しない建築物」とは、当該建築物内に設置する昇圧供給装置の圧縮できる天然ガスの量及び昇圧供給装置の特性を考慮して、換気のための十分な面積をもった二方向以上の開口部によって通風を良好にした構造を有する建築物をいう。

13 技術基準省令第25条第6項第1号に規定する「適切なガス漏れ警報器」とは、ガス事業法施行規則(昭和45年通商産業省令第97号)第108条第10号に規定するガス漏れ警報器と同等の性能を有しているものをいう。

14 技術基準省令第25条第6項第1号に規定する「適切な方法により設けられている」とは、ガス漏れ警報器のガスを検知する部分が、昇圧供給装置が設置されている室内であって、次に掲げる箇所に設置されていることをいう。

(1)、(2) (略)

### 第23章 高圧ガス処理プラント(第27条関係)

1 技術基準省令第27条第1号に規定する「コンプレッサーの負荷軽減装置」とは、コンプレッサーの起動時又は上限圧力付近での圧縮時に、圧縮するガスの量を減少すること等により電動機の負荷を低減するための装置をいう。

2 技術基準省令第27条第2号に規定する「当該施設に生ずる静電気」とは、流体の流動により発生する静電気をいう。

3 技術基準省令第27条第2号に規定する「適切な措置が講じられている」とは、原則として、接地棒又は接地極板及び接地用導体(ボンディング用電線、銅板等の金属板、ステンレスボルト等を含む。)が設置されていることをいう。

4 技術基準省令第27条第3号に規定する「必要な温度計が設けられている」とは、次に掲げる要件を満たしていること

用圧力に対して安全なものである」とは、高圧ガス設備が次に掲げる性能を有していることをいう。

(1)、(2) (略)

6 技術基準省令第25条第3項第12号に規定する「圧力計」とは、日本工業規格B7505(ブルドン管圧力計)又はこれと同等以上の性能を有しているものをいう。

7 技術基準省令第25条第3項第12号に規定する「直ちに許容圧力以下に戻すことができる安全装置が設けられていること」とは、次に掲げる要件を満たしていることをいう。

(1)～(3) (略)

8 技術基準省令第25条第3項第13号に規定する「放出口が設けられている」とは、安全弁から吹き出されるガスが引火しない場所及び人畜に対して被害を及ぼさない場所に導かれる構造のものが設けられていることをいう。

9 技術基準省令第25条第4項に規定する「昇圧供給装置」とは、ガス工作物の技術上の基準を定める省令の規定に基づき製造された昇圧供給装置であって、ガス工作物用に市販されているものをいう。

10 技術基準省令第25条第4項第1号に規定する「その他ガスが滞留しない建築物」とは、当該建築物内に設置する昇圧供給装置の圧縮できる天然ガスの量及び昇圧供給装置の特性を考慮して、換気のための十分な面積をもった二方向以上の開口部によって通風を良好にした構造を有する建築物をいう。

11 技術基準省令第25条第4項第1号に規定する「適切なガス漏れ警報器」とは、ガス事業法施行規則(昭和45年通商産業省令第97号)第108条第10号に規定するガス漏れ警報器と同等の性能を有しているものをいう。

12 技術基準省令第25条第4項第1号に規定する「適切な方法により設けられている」とは、ガス漏れ警報器のガスを検知する部分が、昇圧供給装置が設置されている室内であって、次に掲げる箇所に設置されていることをいう。

(1)、(2) (略)

### 第23章 高圧ガス処理プラント(第27条関係)

1 技術基準省令第27条第2号に規定する「経済産業大臣が定める耐震設計の基準」とは、高圧ガス設備等耐震設計基準(昭和56年通商産業省告示第515号)をいう。

2 技術基準省令第27条第3号に規定する「コンプレッサーの負荷軽減装置」とは、コンプレッサーの起動時又は上限圧力付近での圧縮時に、圧縮するガスの量を減少すること等により電動機の負荷を低減するための装置をいう。

3 技術基準省令第27条第4号に規定する「当該施設に生ずる静電気」とは、流体の流動により発生する静電気をいう。

4 技術基準省令第27条第4号に規定する「適切な措置が講じられている」とは、原則として、接地棒又は接地極板及び接地用導体(ボンディング用電線、銅板等の金属板、ステンレスボルト等を含む。)が設置されていることをいう。

5 技術基準省令第27条第5号に規定する「必要な温度計が設けられている」とは、次に掲げる要件を満たしていること

をいう。

(1)～(3) (略)

5 技術基準省令第27条第4号に規定する「保安電力の確保」とは、買電（保安電力として措置されたものに限る。）、自家発電、蓄電池等による電力又は蓄圧器、エンジン、蒸気タービン等の電力以外の動力源を保有していることをいう。

6 (略)

をいう。

(1)～(3) (略)

6 技術基準省令第27条第6号に規定する「保安電力の確保」とは、買電（保安電力として措置されたものに限る。）、自家発電、蓄電池等による電力又は蓄圧器、エンジン、蒸気タービン等の電力以外の動力源を保有していることをいう。

6 (略)